

令和 6 年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

江 田 島 市 監 査 委 員

江 監 第 15 号

令和 7 年 8 月 12 日

江田島市長 土 手 三 生 様

江田島市監査委員 三 浦 和 英

江田島市監査委員 濱 西 金 満

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の  
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに令和 6 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を終了したので、次のとおり意見を提出します。

## 令和6年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

### 第1 審査の概要

この審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

### 第2 審査の期間

令和7年7月29日から同年8月12日まで

### 第3 審査の場所

監査委員事務局、市役所本庁

### 第4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％、ポイント)

| 健全化判断比率名   | 令和6年度 | 令和5年度 | 対前年度増減 | 早期健全化基準 |
|------------|-------|-------|--------|---------|
| ① 実質赤字比率   | —     | —     | —      | 13.52   |
| ② 連結実質赤字比率 | —     | —     | —      | 18.52   |
| ③ 実質公債費比率  | 7.9   | 7.8   | 0.1    | 25.0    |
| ④ 将来負担比率   | —     | —     | —      | 350.0   |

(注) 比率がない場合は「—」を記載している。

#### (2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について  
実質赤字比率は生じていない。
- ② 連結実質赤字比率について  
連結実質赤字比率は生じていない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は 7.9%であり、前年度より 0.1 ポイント高くなっており、早期健全化基準の 25.0%を 17.1 ポイント下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審査の概要

この審査は、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

第 2 審査の期間

令和 7 年 7 月 2 9 日から同年 8 月 1 2 日まで

第 3 審査の場所

監査委員事務局、市役所本庁

第 4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

| 会 計 名      | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 | 経営健全化基準 |
|------------|---------|---------|---------|
| 下水道事業会計    | —       | —       | 20.0    |
| 宿泊施設事業特別会計 | —       | —       |         |
| 交通船事業特別会計  | —       | —       |         |
| 地域開発事業特別会計 | —       | —       |         |

(注) 比率がない場合は「—」を記載している。

(2) 個別意見

すべての会計において、資金不足比率は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。